

本訴: 平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

反訴: 平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部宣男

本訴被告・反訴原告 松崎参

準備書面(24)

平成30年2月8日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井信也



同

中島広



同

永里桂太郎



同

細川



同

本田 麻奈弥



同

渡邊彰悟



本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士 石原敬



目 次

第1 表現行為の真実性及び真実相当性についての判断基準	3
1 表現行為の真実性についての判断基準	3
2 インターネット上での表現行為の真実相当性の判断基準	3
第2 累代飼育に関する名誉棄損表現について	7
1 「ホタル飼育がうそだった」「25年間の累代飼育がうそだった」という事実は真実ではないこと	7
2 「ホタル飼育がうそだった」「25年間の累代飼育がうそだった」と信じる相当な理由は認められないこと	10
3 小括	24
第3 不正に関する表現行為①—クロマルハナバチに関する表現行為について	25
1 被告の偏見について	25
2 能登町を騙す不正を行ったとの名誉毀損表現について	29
3 特定業者に便宜を供与したとの名誉毀損表現について	34
第4 不正に関する表現行為②—ホタル再生やルシオラへの利益供与に関する表現行為について	40
第5 ナノ銀に関する名誉棄損表現について	41
1 真実性について（準備書面（13）添付の表を参照）	41
2 ナノ純銀に関する名誉棄損表現の真実相当性について	45
3 小波意見に対して	47
第6 反訴について	48
1 はじめに	48
2 名誉毀損行為に該当しないこと	49
3 相当因果関係が認められないこと	50
4 本件記事が反訴原告の社会的信用を低下させていないこと	51
5 小括	52

第1 表現行為の真実性及び真実相当性についての判断基準

1 表現行為の真実性についての判断基準

表現行為の真実性について最高裁は、「重要な部分につき真実性の証明があった」（最高裁昭和58年10月20日最高裁判所裁判集民事140号177頁）、「本件ピラの主題が前提としている客観的事実については、その主要な点において真実であることの証明があつたものとみて差し支えない」（最高裁平成元年12月21日最高裁判所民事判例集43巻12号2252頁）と判示しており、真実性の判断にあたり「重要な部分」・「主要な点」に着目している。

そして、「重要な部分」の判断基準について最高裁は、「掲示された事実が重要な部分か否かは、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として、報道対象者の社会的評価に対する影響の有無、程度によって判断すべきである（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。」と判示し、一般読者基準で判断している。

2 インターネット上での表現行為の真実相当性の判断基準

(1) 表現行為の真実相当性について最高裁は、「行為者が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるとき限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない（最高裁昭和41年（あ）第2472号同44年6月25日大法廷判決・刑集23巻7号975頁参照）」と判断している。

そして、上記判例のもと、以下の判例及び裁判例は真実相当性の判断をするにあたり、それぞれの判断要素を加味している。

特に、判例及び裁判例は、真実相当性の判断にあたり、一方的立場から作成された資料にのみ依拠しているか、表現者は資料についての理解が正確

か、表現者は関係者に事実確認をするなど適切な調査をしたか等の判断要素を重視している。

(2) 最決平成22年3月15日刑集64巻2号1頁

最決平成22年3月15日は、一般私人である表現者が、ウェブサイト上で、ラーメンチェーン店である対象者について、カルト集団と一体である等との事実を摘示し、名誉毀損罪で起訴されたものである。

そして、「被告人は、商業登記簿謄本、市販の雑誌記事、インターネット上の書き込み、加盟店の店長であった者から受信したメール等の資料に基づいて」表現しており、全く調査をしていないわけではない。

しかし、最決平成22年3月15日は、「このような資料の中には一方的立場から作成されたにすぎないものもあること、フランチャイズシステムについて記載された資料に対する被告人の理解が不正確であったこと、被告人が乙株式会社の関係者に事実関係を確認することも一切なかったことなどの事情が認められる。」ことを重視して、真実相当性を否定した。

(3) 最判平成24年3月23日最高裁判所裁判集民事240号149頁

最判平成24年3月23日は、「上告人らが、インターネット上のウェブサイトに被上告人が掲載した記事により名誉を毀損されたと主張して、被上告人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求める」という事案である。

「被上告人は、フリーのジャーナリストであり、インターネット上に自ら開設した誰でも閲覧可能なウェブサイト（以下「本件サイト」という。）等において、新聞社の新聞販売店への対応や新聞業界の体質を批判的に報道している」た。

そして、被上告人は、「『その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。』との記載（以下「本件記載部分」という。）がある。」と本件サイトに記載した。当該行為について、以下の理由から、真実相当性がないと判断された。

「本件販売店の所長が所持していた折込チラシは、訴外会社の従業員が本件販売店の所長の了解を得た上で持ち帰ったというのであるから、本件記載部分において掲示された事実は真実ではないことが明らかであり、また、被上告人は、上告人会社と訴訟で争うなど対立関係にあったという第三者からの情報を信用して本件サイトに本件記事を掲載したと主張するのみで、本件記載部分において掲示した事実が真実であると信ずるにつき相当の理由があつたというに足りる事実を主張していない。

そうすると、被上告人が本件サイトに本件記事を掲載したことは、上告人の名誉を毀損するものとして不法行為を構成するというべきである。」と判示している。

したがって、「最高裁はインターネット上の名誉毀損においても、一方的な立場からの資料・情報にのみ依拠するのではなく、それと異なる立場においても目を向けて、異なる見解があるのであれば、もしかするとそれが正しいのではないかという方向で再度調査・確認等をすることが必要であると考えているのであろう」（松尾剛之『最新判例に見るインターネット上の名誉毀損の理論と実務』197頁（勁草書房、第1版、2016））。

(4) 東京地判平成18年6月7日 Lexis判例速報10号79頁

ア 東京地判平成18年6月7日は、議員が広報誌及びウェブサイトにおいて、市議会の一般質問内容等を掲載したことにより、原告らの社会的評価が低下したこととして、謝罪広告の掲載などを求めた事案である。

イ 東京地裁平成18年6月7日は真実相当性の判断について、「被告は、更なる資料の要求も、説明の要求もせず、総勘定元帳の性質や公認会計士が行った会計監査の内容について調査することもしていない。また、上記認定からすれば、被告は、総勘定元帳が原告会社のした取引全般について記載されたものであって、補助金にかかる記載に限られたものでないことについての理解が不足しており、この点について被告としては更なる説

明の要求ないし自己による調査をすべきものであったというべきであるが、被告は、これらのことを行らしていない。以上によると、被告は、自己の疑問について更なる調査が必要かつ可能であったにもかかわらず、これを怠り、いまだ疑問にとどまる事項について、それが真実であるかのように理解できる記事を公表したものであるから、それについて一応真実であると思わせるだけの合理的な資料又は根拠があると認めることはできない。」と判示している。

また、「上記記事のうち、映画配給収入がもっと多かったと思われるとの指摘は、経費の額のように評価によって異なる余地のあるものではなく、単純な数値に関するものであって、しかもそれ自体が原告らが詐欺行為という犯罪を行っていると思われるという重大な指摘であるから、慎重な調査をして初めて許されるべき指摘である。そうであるにもかかわらず、被告は、配給会社の1つに対して同社が自主上映会にフィルムを貸し出す際の標準的な料金を問い合わせたのみで、映画製作会社と配給会社との一般的な関係や、同社と原告会社との具体的な契約内容について何ら調査をしていないのであるから、少なくともこの点については、ほとんど根拠もなく言いがかりをつけているものと評価せざるを得ない。」と判示している。

さらに、「被告は、ウェブサイト上に記事を追加掲載するに当たっても、何ら新たに調査等をしていないところ、上記において認定したとおり、それ以前に原告ら代理人弁護士からの説明文書が被告の下に届き、被告は、これによって一部について自らの誤認であったことを認めたのであるから、その余の点についても原告ら代理人弁護士や公認会計士に誤認がないかどうかを確認する等の調査をするのが通常人として採るべき態度であると考えられるし、しかも、そのことを容易に行えたにもかかわらず、これを怠っている。このように通常人が行うべき調査をしないまま誤認に基

づく記事を公表し続けていることからして、その記事に一応真実であると思わせるだけの合理的な資料又は根拠があるとは認められないというべきである。」と判示している。

以下本件における各表現行為が名誉棄損であることを論ずるが、以上のような視点に鑑みると被告の各表現行為は違法と断ぜざるを得ない。以下詳論する。

第2 累代飼育に関する名誉棄損表現について

1 「ホタル飼育がうそだった」「25年間の累代飼育がうそだった」という事実は真実ではないこと

(1) はじめに

被告は、自身のフェイスブックやツイッターなどの媒体を通じ、以下の通り、原告がホタル館において、ホタルを飼育していなかったこと、累代飼育によりホタルを25年間にわたり飼育してきたという事実が全くの虚偽であるということを指摘してきた。

- ・一言でいえば「『ホタル飼育はうそだった』ということです」（2014年5月16日）
- ・「私は最初からホタル館のせせらぎでは人工飼育してなかったという立場です・・現時点で明らかになっている事実は、2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆しています。」（2014年7月19日）
- ・「25年間の累代飼育が本当にあったのかどうかっていうところからして、阿部宣男さん元職員しかこのことを言っていなくて、我々はその人が言っていることが本当だと思って、25年間来ちゃったっていうのが事実ですよ。・・だまされたんです、本当」（2014年8月29日）
- ・「25年間にわたるウソに決着をつけず、あいまいにしたままの方が選挙

に有利だというなら、それはたいへん歪んだ政治姿勢だといわなければいけない」（2015年1月13日）

- ・「25年間の飼育実態が何も確認できない」（2015年1月20日）
- ・「区の調査で飼育がウソだったことがわかった板橋区ホタル生態環境館。たくさんの政治家・議員もだまされました。」（2015年1月26日）
- ・「大熊町のホタルを25年間、代々飼育してきたとされていた、板橋区ホタル生態環境館でした。しかし、そのホタル館で大きな不正が明らかになりました。実際には飼育せず、区民には、よそから持ち込んだ別のホタルを見せていましたというのです。」（2015年2月9日）
- ・「板橋区のホタル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件を考えるとき、飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」もあわせて考えないと事件全体を把握することはできません。」（2015年2月21日）

(2) 被告自身が真実ではないことを認めていること

しかし、被告自身も25年間の累代飼育が嘘であったと断言できないことは認めているところである。すなわち、被告の反対尋問において、原告代理人が被告の表現行為を掲示して、「25年間の累代飼育そのものがなかったというふうにおっしゃってるんじゃないですか」と尋ねたところ、被告は「それはあくまでも疑惑です。・・累代飼育が続いていたっていうことを示す合理的な証拠がないんですね。ですから、そういうふうに私は疑惑として思ってるということです。」と述べた（被告本人調書28頁）。

つまり、被告自身も、25年間累代飼育はなされてこなかったとまでは断言できないため、あくまでも疑惑、疑問があるという意味で発言したのだと言い、自ら25年間累代飼育されていなかつたことが真実であるとは証明できることを認めているのである。

もっとも、被告の上記の発言内容からは、疑惑・疑問がある、という意味内容には解されず、明白に「ホタル飼育はうそだった」「25年間にわたるウソ」と断言している。つまり、被告は真実ではないことを真実だと誇張して断言しているのであり、ここに、被告の原告に対する人格の否定を含む個人攻撃が明白に表れているのである。このような各表現行為は、仮にホタル館におけるホタル飼育の実態や問題を解明する、という政治的意図があったとしても、明らかに行き過ぎたものであり、原告の長年にわたる実績や人格を根底から否定するものである。仮に、原告が25年間の累代飼育には疑惑があるという見解を持っていたならば、そのまま、疑惑があると限りにおいて意見を述べればよかつたのである。それにもかかわらず、25年間の累代飼育を否定するのみならず、「ホタル飼育はうそだった」とおよそ原告が全く何もホタルを飼育してこなかったという誤った評価を与え、根底から実績を否定し続けてきたところに、被告の明らかに意図的な原告に対する攻撃性が見て取れるのである。

(3) 2014年1月27日の生息調査結果からはホタル飼育、25年間の累代飼育が虚偽であったことを認めることはできないこと

被告は、ホタル飼育や25年間の累代飼育が嘘だったという根拠として、2014年1月27日に行われたホタルの生息調査結果をあげる。しかし、これまでも主張してきた通り、又、以下の2以降で述べる通り、「ホタル飼育がうそだった」「25年間の累代飼育がうそだった」ことを裏付けるものではない。

原告と対立的見解にある板橋区も、2014年6月6日の区議会の定例会において、区長が「一定の飼育は継続されたものと認識しております」と答弁し(甲180)、2015年6月19日には、別訴訟において生息調査結果報告書(乙2)の提出の意味合いを確認する場面において板橋区の代理人が「ホタル施設内で、ホタルが飼育されていたという事実は争わない」と回

答しており（甲33、34），ホタル館でホタル飼育がなされてきたことを認め，25年間の累代飼育が嘘であったとは認めていないのである。

2 「ホタル飼育がうそだった」「25年間の累代飼育がうそだった」と信じる相当な理由は認められないこと

(1) はじめに

被告は，ホタル飼育や25年間の累代飼育が嘘だったと信じる相当な理由があることの根拠として，2014年1月27日に行われたホタルの生息調査結果，螢の持ち込み証言の存在，螢を持ち込める可能性，原告の螢の飼育の知識が信用できること等を繰々主張する。

しかし，いずれの主張も，結論ありきの被告の考えを補強しようと意図的に些末な事情を寄せ集めて根拠づけているにすぎず，端的に言って揚げ足を取っているにすぎない。

また，真実相当性については，表現行為の時点で存在し，認識していた資料，事情を踏まえて検討する必要があることに留意すべきである。

乙2号証の乖離報告書は，2015年1月中旬以前の表現行為の真実相当性を基礎づける事情にはならず，平成5年度から9年度までホタルの羽化数が20万匹とする報告が虚偽であったという事実も，2014年9月5日に被告の知るところとなったので，それ以前の表現行為には影響しないものである。以下，詳論する。

(2) ホタル飼育は一般公開され，外部の評価を得て，多数の第三者が飼育に関与してきたこと

被告は，ホタル館のすべての実績は原告の報告に基づくものであり，原告の主張が信用に値しないのでホタル館のすべてを疑わざるを得ないなどと主張する（乙46）。

しかし，平成2年から平成26年まで，25年間にわたり，板橋区が毎年

ホタル特別夜間公開を実施してきたことは、明白な事実である。わずか6日間の開催にもかかわらず、1万人前後の来場者を集めてきたものである（甲201、甲59-8乃至9、甲60-9乃至10、甲61-8乃至9、甲62-5乃至6、甲62-18乃至19）。

ホタル館は、夜間特別公開のみならず、昼間の時間帯も、市民、行政、企業等に対して、ホタルの育つ過程、環境、生物多様性や生態系の複雑で微妙な連鎖の仕組みを一年中一般公開してきた公的な施設であり（甲123）、毎年非常に多くの問い合わせを受け、多数の行政視察、訪問者を迎えてきた（甲59乃至62）。

平成14年1月には、これまでの原告のホタル飼育の経験と知識を踏まえて、「ホタルの累代飼育システム及び方法」という発明を特許申請し、平成19年1月に板橋区を特許権者として認められた（甲7）。

また、平成14年4月には、原告は茨城大学の博士課程へ進学することになったが、これも、ホタル館でのホタル飼育の実績を買われ、研究者の推薦を受けたからこそ、実現したものである（甲201）。つまり、第三者の原告のホタル環境間での取り組みの評価があったからこそ、大学への進学が可能となったのである。そして、原告は、ホタルの飼育経験を踏まえた論文を書き、学長賞、学部長賞を受賞しているのであり、原告の実績が、客観的に第三者から評価されてきたものである。これを見て、板橋区長も原告に対して褒状を送った（甲6）。

平成13年以降、「ホタルの累代飼育システム及び方法」を使用して、25件の特許使用事例があり、板橋区には1000万円の特許収入があった（甲123、甲152）。また、このほかにも、ホタル累代飼育の特許を使用して、他の小学校や韓国の企業等でも、ホタルを飼育するためのせせらぎ、水槽の設置を支援してきたのであり、合計で120カ所を超える場所に原告のホタル飼育に関する知見と経験を提供してきたのである（甲87）。

板橋区に雇用された職員のみならず、業務委託を受けていた虫企画、ボランティアスタッフなども多数ホタルの飼育に関与しており、8月や9月には、複数の大学（大東文化大学、淑徳大学、家政大学、大正大学など）から一定期間の間、学生のインターンシップを受け入れ、羽化したホタル卵を数えてもらうなどしていた（甲59-6乃至7、甲60-8、甲60-17乃至18）。このように、ホタル館においてなされてきたホタル飼育の実績は、板橋区のみならず、多くの第三者の介入、関与があり、ホタル飼育がなされているという実績が公開され社会的に評価されてきたものである。この実績が、原告の報告にしか基づかないという被告の主張は客観的な事実に反している。

(3) 生息調査結果に対する専門家の批判の存在

そもそも、被告は、ホタルを飼育した経験もなく、螢の死骸を見たことも触ったこともない（被告本人調書17-18頁）。最終学歴は、東京学芸大学の美術学科卒業であり、生物の飼育に関して専門的な知見を有するものではない。

2014年1月27日の生息調査については、原告以外にも、二人の大学教授が早い段階で批判的意見を述べていたことは、原告準備書面（18）で主張した通りである（甲31・資料19、20）。被告は、2015年4月3日の時点でこれらの意見に接していた。

これらの大学教授は、ホタル環境館が、毎年6月、7月に開かれるホタル特別夜間公開に合わせて、そこでホタルが最大限飛翔するようにホタルの飼育を調整していたこと、純粹な自然界における飼育とは異なる環境にあったことに留意しており、そのため、1月の時点における通常のホタルの幼虫の大きさは6～8mm、数ミリと小さく小さいことを指摘していたし、ホタルの幼虫が極めて柔らかく傷つきやすいこと、秒速40cmの流速で瞬時に流された可能性が大きいこと、網の中で押しつぶされたものが多数あることなどを指

摘しており、不十分な調査であることを批判していた。被告は、この専門的知見に対する批判には応えられていない。

2015年7月15日には、原告は被告に対して具体的な資料等を示し、調査に関して批判的分析を伝えた。原告は、ホタルの幼虫が、丸くなると1ミリ2ミリくらいになることを説明し（甲205・7頁），ホタルの幼虫は、人がせせらぎに入っただけで流されてしまうこと（甲205・12頁，14頁），潰されてしまうこと（甲205・13頁，14頁，16頁，17頁，18頁，24頁）を繰り返し説明した。

他方で、被告は死骸が見つからないことに固執して問題であると指摘し、それに対して原告が「死骸はとけちゃうんです」「潰れたりとか」と説明したことについて、「溶けちゃって、溶けちゃったから見つからないんだって話をされましたけど、溶けるわけないだろう、・・幾ら何でもあり得ない話だと思いました」と頭から否定した（被告本人調書8頁）。」

しかし、2014年1月に行われたホタル生息調査は、死骸を見つけることを目的としたものではなく、サンプルをざるでこして、バットにいれてバットの中から生きた幼虫を見つけ出そうとするものであったが、そもそも全長6～8ミリの丸くなれば2ミリ程度になる小さな幼虫であって、肉眼では黒く見え、土と同化している状態であるのだから、生存している幼虫はおろか死骸を見つけることがいかに困難であるかは、ビデオ自体からも容易に見て取れるところである。しかも、一つのサンプルをあけて、幼虫を探し、数字を記録している時間は、約8分程度であったというのであり（甲205・19－20頁，原告本人調書8頁），このようにわずかな時間で2ミリ程度の黒い丸くなった幼虫をくまなく探して発見することはほぼ不可能であるというべきであり、原告も、サンプルが1キロ程度と仮定した場合3時間ほどかかると述べている（原告本人調書8頁）。

そもそも、バットに漬るまでに、せせらぎの水流は秒速約30センチメー

トルと早く、人が入っただけでも幼虫は流されてしまい、水流などで潰されてしまうことから、ほとんどの幼虫がバットにたどり着けなかつたであらうことはすでに指摘されているところである。また、幼虫が死ねば分解され溶けてしまうということが、およそあり得ないと断ずる根拠も不明である。

このように、被告は、生息調査の態様と結果について、当日の様子を確認できるビデオを閲覧し、それについての説明を聞きながらも、死骸が溶けるという説明は根拠なくありえないと決めつけて、批判的な分析と検証を放棄したものである。

よって、被告は、生息調査に関する多数の批判的分析に接しながらも客観的に検証することなく鵜呑みにしたものであり、これをホタル飼育がうそだったと信ずる根拠とするには不十分であった。また、結局この調査結果の推定羽化数よりもはるかに多いホタルが実際に羽化していること、調査では一匹も幼虫が見つからなかつたハイケボタルも成虫に羽化したという事実も、当該調査がいかに杜撰であり信用性に乏しいかを示しているかを反対に考慮しなければならなかつた。

(4) 原告がホタル館にホタルを持ち込んでいたことを認める根拠が存在しないこと

ア 持ち込み証言が不確かであること

被告は、生態調査の結果の報告を受けた2014年2月3日に、一人で板橋区環境課の山崎部長と会い、山崎部長からホタル成虫の持ち込み証言があること等を聞き、「重大事件であるからすぐに坂本区長の記者会見を開き、事実を区民に公表すること」を求め（甲46），持ち込み証言を原告によるホタル飼育を否定する根拠として主張する。

しかし、まず、この2月3日の時点において、山崎部長は証言者が誰であるかは述べず、また、どのように持ち込んだのか等についても詳細な報告はなかつたというのである（被告本人調書20～21頁）。その証言の

真偽も確認できないにもかかわらず、これを鵜呑みにして「重大事件である」と結論づけたものであり、真実であると信じるにはあまりにも不合理である。

さらに、板橋区は、持ち込みはなかったという複数の職員の証言（甲185, 186）は隠蔽し、区議会ではあたかも持ち込みがあったかのような印象を与えるように、しかし、持ち込み証言の真偽を検討しうるような事情は一切説明することなく、ただ証言があったとだけ発言し続けたものである（甲176, 177）。

イ 小船氏が螢を飼育していた事実は確認できないこと

被告は、前虫企画の代表者である小船氏が自宅でホタルを飼育していたことから、原告が秘密裏に小船氏から螢を入手可能であったとして、原告によるホタルの飼育を否定する根拠としている。

しかし、そもそも、小船氏が自宅でホタルを飼育していたという事実を前提とすることに無理がある。被告は、小船氏の自宅を訪問したが、小船氏はすでに死亡しており、空き家であったため、その後、「虫企画の小船さんの家に近い住所の小船さんに電話をかけて、そのときは私は正直言って身分を隠して、虫の愛好家なんだけどっていうことで話したら、小船は亡くなつたけど、螢をやってたよと、螢って私のほうから言わなくとも、向こうから螢をやってた、あるいは飼ってたっていうようなことを言ってたんで、それで確信しました」として、この電話でのやり取りをもって、小船氏が生前自宅でホタルを飼育していたと判断している（被告本人調書5頁）。

しかし、かかる「調査」は、小船氏とどれほど付き合いがあるかも不明な単に近所の「小船氏」から、電話での、被告の素性を隠した聞き取りであり、「ホタルをやってた、あるいは飼ってた」という発言を聞いた程度の内容である。その人物が実際に小船氏がホタルを飼育しているところを見

たり確認したりしたかも不明であり、真偽を確認する根拠に乏しい。

さらに、仮に、万が一小船氏がホタル飼育をしていたとしても、そのことから、原告がホタル館に小船氏からホタルを譲り受けて持ち込んでいた、という事実はおよそ認められないし、原告がホタル館にてホタルを飼育していなかつたという帰結は導かれないのであり、被告の主張には、明らかに論理の飛躍がある。

ウ 高久氏からホタルを入手可能であるとの主張について

被告は、虫企画の代表者であった高久氏がホタル館についてもホタルについてもあんまり詳しくない人だなっていうことが分かったと述べ、高久氏がホタルに関わる仕事をしていたことを確認したとして、高久氏から秘密裏にホタルの持ち込みを行うことが十分に可能であると主張し、原告によるホタルの飼育を否定する根拠としているようである（乙46）。

しかし、仮に、ホタル館に材料等を提供する虫企画代表者の高久氏がホタルについての知識が十分ではなかったとしても、なぜ、そのことから、ホタル館へホタル持ち込みの可能性があるとして、原告のホタル飼育を否定する根拠となるのか不明である。これも、また、結論ありきの被告による偏った知見と評価にすぎない。

エ 藤沢市における補助飼育について

被告は、有限会社ルシオラにホタルの飼育を業務委託している神奈川県藤沢市のホタル飼育施設を視察したとして、同施設とホタル館との委託費、手間暇の乖離、「補助飼育」の存在を知り、「これは累代飼育ではない。毎年、ホタルを持ち込んでいるのだ」と思ったと主張する（乙46）。そして、藤沢市のホタル飼育に廣瀬氏が関わっていることをもって、原告によるホタル飼育を否定する事情であると主張するようである。

しかし、そもそも、藤沢市の施設と板橋区ホタル館とでは、施設の規模、目的、社会的役割も全く異なるのであり、ホタル飼育にかかる人的、経済

的コストを比較して、違いがあることから、藤沢市と比較して直ちにホタル館におけるコストが高いと判断することが誤っている。また、藤沢市において、藤沢市の施設におけるホタルを一部だけ別の場所に移動させて別途飼育して一定の時期に藤沢市に戻す手法をとっていることを根拠に、あたかも、全く別の品種のホタルを持ち込んでいると断定し、累代飼育ではなく、持ち込みであると断言するところに論理の飛躍がある。

さらには、藤沢市の施設に廣瀬氏が関与していることを、原告のホタル館におけるホタル飼育が信用できないとする根拠にすることにも論理の飛躍があり、牽強付会も甚だしいと言わざるを得ない。

オ 乖離報告書における DNA 調査の結果は原告による持ち込みを裏付けないこと

被告は、乖離報告書において示されているホタルの DNA が東北型ではなかったことをとらえて、原告によるホタルの持ち込みがあったと主張するようである。

しかし、そもそも、現時点でのホタルの DNA に関する知見が科学的に確立されているとは言えない状況であり、原告がホタル飼育を始めるにあたり採取してきたホタルの DNA を確認したことはなかった（原告本人調書 15 頁）。しかも、板橋区は別件訴訟において板橋区の代理人において、2014年1月の生息数調査のホタルの羽化推定数と実際に羽化したホタルの数が乖離している原因について、1月の調査後にホタルが持ち込まれたことによると述べている（甲139、原告本人調書 15 頁）。

つまり、板橋区は、原告がホタル館を離れた後に、ホタルが持ち込まれたことを認めているのであり、DNA鑑定にふされた検体のホタルが、原告が25年前から飼育してきたホタルであるという前提自体が崩れているものである。

なお、確かに、月間活動報告書（乙53）には、平成26年6月1日か

ら14日までの間で6匹のゲンジボタルの羽化がある。しかし、1月の調査以降にホタルが持ち込まれた可能性があること、自然教育研究センター自身がホタルを持ち込んだ可能性を示唆する根拠が複数存することは準備書面8で述べた通りであるから、上記報告書はそもそも信用に値しないというべきである。

したがって、乖離報告書に示されたDNA鑑定の結果は、原告がホタル館にホタルを持ち込んでいたという根拠には全くならないのである。なお、既に述べたとおり、乖離報告書は、2015年1月中旬に発表されたものであり、それ以前の被告の表現行為の真実相当性の根拠にはならないものである。

カ ホタル持ち込みにかかる莫大な費用負担の説明がないこと

また、仮に万が一ホタルを購入して持ち込んだとすれば、毎年6、7月の特別夜間公開時には、ゲンジボタルとヘイケボタルが約5000匹ぐらい羽化していたことを前提として、ホタルの購入費用を500円として計算すると、 $5000 \text{ 円} \times 500 \text{ 円} = 250 \text{ 万円}$ という費用が必要となる（原告本人調書18頁）。これが25年間継続したとすると、6250万円になるのであるが、このような多額の費用は原告個人で負担できるものではなく、また、このような費用を捻出させる資金源があり、実際に支払われたという事実は全く存在しない（原告本人調書18頁）。

以上から、原告がホタル館にホタルを持ち込んでいたということを示す根拠は全く認められないのである。

(5) 平成7年度から20万匹の羽化に関する虚偽の報告について

被告は、原告が、2014年9月5日に報道されたテレビのニュース番組「Nスタ」において、平成7年にホタルが20万匹羽化していた旨の報告が嘘であったと述べたこと、板橋区に提出していた記録に虚偽の事実を申告していたことを、ホタル飼育が虚偽であったことの根拠として主張する。

確かに、原告は、平成5年度から平成9年度にかけて、実際の羽化数よりも10倍ぐらい多い数字を報告していた。しかし、このような記録がなされた背景には、予算獲得のために10倍ぐらい書いたほうがいいんじゃないかと、土木部みどりの課の当時の課長及び管理係長からの指示があったことを説明している（原告本人調書1頁）。すなわち、原告は、当時、実際の上陸数・羽化数は、甲40の1とは別に日々メモをつけていたところ、みどりの課の課長から、日々の記録も合計の羽化数と「帳尻を合わせるように」として、メモの5～10倍で報告するように言われたため、当時の職員（久保田氏）が日々のメモをもとに、5～10倍の上陸数・羽化数の原案を作り、それを原告が甲40の1に転記するかたちで作成していたというのである（甲213）。あくまでも、上司の命令があったために、このような報告が平成9年度まで継続したが、平成10年度以降は、主管課が土木部みどりの課から資源環境部に移ったため、正確な数字を書くようになったものである（原告本人調書2頁）。

このように、原告は、平成5年度から平成9年度の羽化数については、事実と異なる数字を報告していたことを認めており、その理由も、上司からの指示命令であったことを説明しているのである。他の記録については、上司から虚偽の内容を報告するようにとの指示命令はなかったのであり、虚偽の数字を報告する動機はない。この平成5年度から平成9年度の間に虚偽の数字の報告をしたからといって、ホタル館において累代飼育がなされていたこと自体を否定することにはならない。

なお、既に述べたとおり、当該事実は2014年9月5日に公表されたので、これ以前の被告の表現行為の真実相当性の根拠にはならない。

(6) 原告の知見に対する否定が揚げ足取りに過ぎないこと

ア 近親交配を避ける本能があるという説明

被告は、ホタルが近親交配で成虫になることがあること、すなわち一定

の期間累代飼育がなされることは認めつつ、原告のホタルは近親交配を避ける本能がある、という説明が信用できないとして、原告によるホタル飼育や累代飼育を否定する根拠とするようである（被告本人調書16-17頁）。

しかし、被告は、ホタル飼育のために捕獲されたホタルから世代交代が起きること自体は認めているのであり、近親交配自体が累代飼育を否定する根拠にはならないものである。原告は、長年培ってきたホタルの飼育経験から、ホタルが一般的な昆虫の世界と異なり、雌が雄より少なく、雄が3～5倍多いこと（原告本人調書16頁），メスは交尾の時期に、強い光を放つ雄を選んでおり、弱い光の雄は選ばれていないことを理解しており、その事実から近親交配を避ける本能があると表現したものである（原告本人調書37頁）。これは、生物学的な血縁の近さによる弊害によって個体が弱体化するという、いわゆる近親交配による弊害を避ける本能があるとも解されるものである（原告本人調書17頁）。こうした考え方は、原告の長期間に及ぶホタル飼育の実績によって導かれた経験則であり、それが科学的に近親交配を避けているのか、近親交配による弊害を避けているのかは別として、このような表現による説明によって、原告のホタル飼育の実績を否定することにはならないものである。

イ カワニナ飼育に関する説明

被告は、原告のホタル飼育に関する説明が信用できないことの根拠として、虫企画からカワニナを譲り受けていたことを主張する。すなわち、原告は、ホタル館でカワニナも飼育していると述べていたが、カワニナを郵送の伝票が存在し、原告が虫企画からカワニナを譲り受けていたのであり、原告の説明は、この事実と矛盾するというのである。

しかし、原告がホタル館においてカワニナを飼育していたことは間違いない事実であり、ホタル館の中にある生態水槽や内せせらぎに、外から

もらったカワニナを使ったことはないのである。原告が虫企画からカワニナを譲り受けたのは、野鳥などによって食べられてしまう外せせらぎのカワニナを補充するためであって、外せせらぎ用のもらったカワニナのホタル館全体のカワニナの占める割合は、5%もない（原告本人調書20頁）。

したがって、カワニナ飼育に関する原告の説明は何ら矛盾するものではなく、原告のホタル飼育に関する供述の信用性を否定するものではない。

被告は些末な事情をとらえて、原告を信用できないと攻撃するものであり、まさに、信用しないという考え方を前提とするものである。

ウ ホタル館における生物飼育について

被告は、2014年3月5日にホタル館を見学した際、カメが水槽につかたまま甲羅干しができず、皮膚病にかかっていたこと、水槽の管理がほとんどされていなかったと述べ、生き物が大切に扱われていなかったことを感じたとして、原告によるホタル飼育は信用できないとする根拠にあげる。

しかし、原告がホタル館で勤務していたのは2014年2月7日までであり、被告が訪問した3月5日は、既に原告はホタル館を離れていた。原告がホタル館を離れた後に、原告不在の状態でホタル館の状態の指摘は、何ら的を射たものではなく、むしろ、そうした指摘の信用性は疑わしいと言わざるを得ない。原に、原告は、原告が飼育していた当時、亀は元気でしたと述べているのである（原告本人調書11頁）。

また、ホタル館には大量の蚊取り線香、虫よけスプレーが存在することをもって、飼育業務が適切に行われていなかったと断ずるが、ホタル館は、毎年1万人以上が来場する規模のホタル夜間特別公開、事前公開を継続してきたところ、来館者の見学者のために環境課のほうで蚊取り線香等を準備するようにとの指示があり、市民サービスのために準備していたものである（原告本人調書11頁）。

したがって、これらのものが存在するからといって、原告によるホタル飼育の信用性が否定されるものではない。むしろ、このような事象をとらえて、原告を信用できないとするところに、被告の結論ありきの姿勢が見て取れると言わざるを得ない。付け加えれば、被告が25年間続いたホタル夜間特別公開の規模感や実施内容について全く無知であり、ホタル館におけるホタルの乱舞を目にしたこともないことを物語っている。

エ ホタル百科との食い違いについて

被告は、ホタル百科における記載と原告の説明が矛盾すると主張し、これを原告のホタル飼育を否定する根拠として主張する。

しかし、まず、ホタル百科における幼虫がかなり力持ちで直系5センチ以上もある石がその下に潜っている幼虫によって動いているのが観察できるという記載については、何令の幼虫であるかの説明はなく、原告によれば硬いキチン質がしっかりと作用するのは終令あたりであり、こうした動きをすることができるのも終令に近いというのであるから、1月時点の2-3令の幼虫が傷つきやすく潰れやすいとする原告の主張と何ら矛盾するものではない（原告本人調書11-12頁）。

また、水の中で石の重みに耐えるということと、上から水をかけられてバットに落とすという水圧とでは、かかる力が全く異なるのであり、ホタル百科に記載のある説明があることによって、一般的にホタルの幼虫が1月の生息調査方法に耐えられることの根拠にはならない（原告本人調書12頁）。

つぎに、ホタル百科では、當時には500メートルから1キロも移動する成虫が確認されるとの記載があるが、原告は、これまでの長期にわたるホタル飼育の実績と経験から、基本的にはホタルは非常に狭い範囲で飛翔しており、そのように広範囲をとぶことはまれなことと述べている（原告本人調書12頁）。

したがって、ホタルは基本的には狭い範囲で飛翔するものであるが、例外的に広範囲で飛翔することがあること自体を否定するものではなく、大きな矛盾は認められない。

(7) DO値（溶存酸素量）に関する矛盾は認められないこと

被告代理人は、原告本人尋問において、DO値（溶存酸素量）について、環境測定における過飽和溶存酸素への一考察（乙52）の内容について「水流の速さだとか水を攪拌しただとか、そういうことではDO値は変化しない」と説明したうえで、原告がこれと異なる答えをしている旨の質問をしている（原告本人調書46頁以下）。

ア しかし、そもそも、乙第52号証の内容は、「摘要」から明らかに通り、河川水の溶存酸素飽和度が100%以上の「過」飽和状態となるのは、空気や酸素ガスの混入溶解によるのではなく、藻類のようなクロロフィルを含む微生物が繁殖して光合成作用を進行させた結果であったというものである。すなわち、DO値自体が飽和度の100%の範囲内で増減する理由について、光合成に限定している訳ではない。

むしろ、DO値自体の増減については、酸素の溶け込みの原因は、大きくは大気の酸素が水面から溶け込むこと、および水中の植物の光合成による酸素の発生であるとされている。前者は水域の容積に対する水面の比率、および水面のかく乱の程度によって決定され、河川においては、上流域の渓流では水面が波立つために酸素のとけ込む量が多く、溶存酸素量が高い。中流、下流へと、流速が低く、有機物量が増えるため、溶存酸素量は低くなる傾向にある（甲211及び212）。

物理の法則からしても、DO値自体の増減について、水域の容積に対する水面の比率、および水面のかく乱の程度が関係すると考える方が合理的である。したがって、原告が被告代理人の尋問の回答した内容の方が一般的な科学的知見と合致しているのである。

被告代理人の質問は、原告が自身の有する科学の基礎的な知見に基づいて回答したのに対し、これと一見異なる知見の記載された文献が存在することをもって、原告が科学の基礎的な知見を欠くと印象付けようとするものである。このような被告代理人の質問自体が、被告において、「我田引水」的な根拠で原告の真摯な実験・研究を「インチキ」「エセ科学」と断じたことを雄弁に物語っている。

イ なお、被告代理人は、ホタル館の内せせらぎの水温について、原告の陳述書（甲203）で水温を示したとされる9頁の表が、ページを示した13頁の表と同一であることを指摘して、原告の供述が矛盾している旨の質問をしている（原告本人尋問調書43頁以下）。

しかし、これは、原告代理人において、準備書面8に基づいて陳述書（甲203）を作成した際に転記ミスがあったことに起因しており、原告に陳述書の内容の確認を求める際にも、準備書面8を作成した際に原告から聴取した内容と同一のものであると説明した経緯があった。

そのため、原告本人も、尋問の際、9頁の表が実際の水温を反映していないこと自体には気付いたうえで回答しているが、原告代理人の手違いまでには気が付かなかったものである。

したがって、この点について原告代理人としては反省するほかないが、上記経緯からは、原告の供述の信用性を左右するものではないというべきである。

3 小括

以上述べてきた通り、原告によるホタル飼育がうそであった、25年間の累代飼育が嘘であったことを真実であるとする根拠は不十分であり、また、嘘であったことが真実であると信じるに相当な理由も認められない。

被告は、原告のホタル飼育にかかる実績を根底から否定して、原告の信用を地に貶めたのであり、被告の累代飼育に関する表現行為に名誉棄損が成立する

ことは明らかである。

第3 不正に関する表現行為①—クロマルハナバチに関する表現行為について

1 被告の偏見について

(1) 被告は、当初から誤った事実認識をもとに偏見をもって、原告によるクロマルハナバチの飼育に関する能登町への協力の不正を疑い、原告を懲戒処分とした対立当事者である板橋区の説明を鵜呑みにしており、そもそも、能登町が取り組んでいたクロマルハナバチ飼育販売事業や、これに対する板橋区の協力について正確な理解を欠き、歪んだ事実認識で名誉棄損表現を続けてきている。

すなわち、もともと能登町は、当初から板橋区の協力を得てクロマルハナバチ飼育販売事業に取り組んでおり、板橋区の長年の指定業者である民間の武蔵野種苗園に女王蜂の供給事業者になってもらうこととし、平成20年に能登町の自然の中で公社職員が採取したクロマルハナバチ100匹を武蔵野種苗園に送って累代飼育させ女王蜂を育てて能登町に供給してもらい、板橋区職員である原告から技術協力・指導を受けて、武蔵野種苗園から仕入れた女王蜂から働きバチを産んでもらって、小泉製麻を通じて販売するというスキームを構築していたのである（甲64・5頁、甲71、甲216の1「陳述書（政田将昭）」、216の2「陳述書（中山幸永）」。なお原告準備書面（7）9～15頁に詳述）。

一方、原告がホタル館で様々な種類のハチを飼育してきたが、この内のクロマルハナバチは原告が自ら長野県小諸市で採取した女王蜂を繁殖させてきたもので、ハチの生態調査や、ハチの飼育を通じて得られた用土をホタル飼育に活かす等の実践的な研究を行ってきた。

したがって、ホタル館で飼育していたハチは、能登町へ販売するハチとはその出自も、飼育主体も、飼育目的も全く異なる。

しかしながら、被告は、能登町のクロマルハナバチ飼育販売事業及びホタル館におけるクロマルハナバチの飼育研究に関するこのような基本的な経緯を全く理解しておらず、それ故、下記(2)や(3)のように誤った事実認識を持ち、板橋区の一方的な説明を鵜呑みにして、原告の主張を一切無視しているものである。

(2) 能登町にハチを販売していないこと

まず、被告は、クロマルハナバチについての原告の研究に疑問をもったきっかけについて、「区民環境委員会では、そのクロマルハナバチが能登町に売られているということが言われて、そのときに、ああ、嘘だったんだっていうのを思いました」と証言している（被告尋問調書3頁）。なお、被告が聞いたという区民環境委員会は原告に対する平成26年3月28日付の懲戒解雇処分に向けて動いていた同年2月19日に開催された際の板橋区環境課長の答弁と思われ（甲175・57頁），すでに原告と板橋区との間では対立関係が生じていた頃の一方当事者の説明である。

しかし、原告が、区の了解のもと公務としてホタル館で飼育していたハチ（なお、別件訴訟（平成25年（行ウ）第256号）で板橋区は、当初の主張を撤回して、ハチの飼育が原告の業務にあたることについて認めるに至っている（甲217「準備書面（6）」）。）が能登町に販売された事実はないことは、購入者で契約当事者である能登町ふれあい公社の担当者本人が断言していることから明らかである。

すなわち、当時能登町ふれあい公社の職員であり、能登町クロマルハナバチ飼育生産施設の所長であった田原氏は、ホタル館で飼育していたハチは試験飼育のために無償提供してもらったものであり、公社ではハチにはナンバーが振られて管理され、ホタル館から無償提供してもらったハチとイノリ一企画から購入したハチとは別々のプラケースに入れて飼育していたと具体的に証言しており、ホタル館で飼育されたハチが能登町に販売されたという

事実を明確に否定している（田原尋問調書4頁）。

一方で、板橋区は、原告との対立関係が鮮明となった頃、平成26年3月28日付の原告に対する懲戒処分前の区議会において、原告がホタル館で飼育したクロマルハナバチを能登町に販売しているかのような答弁（甲176・57頁）がなされたことはあるものの、結局当該懲戒処分の処分理由にかかる事実を挙げることもしておらず、能登町に対する販売行為については事実認定をしていないし、そもそも、そのような板橋区の答弁を裏付け、かつ、田原氏の説明を弾劾するような客観的な根拠は未だになんら存在しない。

また、ホタルで飼育されたハチが能登町へ販売されたか否かに関しては、本件訴訟において被告自身も、板橋区の答弁の他に原告の主張を否定する根拠を示すものではなく、田原氏、駒野氏に対する反対尋問においても、この点に関連する事実関係の説明を弾劾する質問はなされていない。

にもかかわらず、被告自身は、本件訴訟の尋問時においても未だに板橋区の何ら根拠のない説明を鵜呑みにしたまま、かかる事実が真実であるかのように証言している（被告尋問調書3頁、30～31頁）。

被告は、ハチを購入していた能登町ふれあい公社の当時の担当者である田原氏が、購入したのはイノリー企画が飼育したハチであり、原告の関与は試験飼育のための無償供与を含む技術指導であって、ホタル館で飼育したハチを購入したことはないと証言しているにもかかわらず、かかる証言を全く無視し、能登町とイノリー企画との売買契約書（乙6）に原告が関与したという事実のみをもって、ホタル館で飼育されたハチが能登町に販売されたことになると判断したとするが（被告尋問調書31頁）、原告が技術指導のために契約に関与したことと、ホタル館で飼育されたハチを販売したというのは全く別の事実であり、被告のかかる判断は不合理なこじつけで全く合理性を欠く。

また、被告は、能登町に行って、能登町や公社の方と話を聞いてきたとし、

能登町の感覚では「イノリー企画と阿部さんを分けていない…（中略）…能登町の感覚で言うと。阿部さんからハチをいただいていました、買っていましたという感覚なんですね。」などと証言する（被告尋問調書32頁）が、そもそも具体的にどの職員に話を聞いてきたのか名前も上げることもできず、その証言は感覚的なものにとどまるのみならず、全く信用できない。

能登町ふれあい公社の業務は、複数の宿泊施設、アクティビティ施設等の管理運営、農林水産加工品開発やブルーベリー栽培等幅広いものであるところ、クロマルハナバチ飼育販売事業に取り組んでいた当時実際にクロマルハナバチ飼育生産施設でその事業に関わっていた職員は公社職員の内ごく一部であり、その担当者であれば被告の主張するような混同が生じるはずはない。万が一仮に、被告が、能登町ふれあい公社の職員に聞き取りを行った事実があったとしても（そのような事実があったという客観的な証拠すら提出されていない），当時実際にクロマルハナバチの飼育生産施設で事業に関わっていた職員でなければ実際の事情を知らないことは当然であって、クロマルハナバチ飼育生産施設とどのような関わりがあった者に対して聞き取りを行ったのかについて全く不明確である以上、被告が行った聴き取りには全く意味はない。

したがって、被告が、原告のクロマルハナバチ飼育研究に関して疑いを持つに至ったきっかけについての事実認識に誤りがあることは明らかで、それにも関わらず、根拠のないまま不合理な証言に固執しているのであるから、被告の事実認識は始まりから現在に至るまで、偏見に満ちたものと言わざるを得ない。

(2) ホタル館におけるハチの飼育についての偏見

その他、被告は自身の尋問で、板橋区の見解を鵜呑みにする偏見に満ちた事実認識を披瀝している。

すなわち、被告は、原告と対立関係にある板橋区環境課から「ホタルのた

めに蜂を飼っているだけ」と聞いたと証言している（被告尋問調書3頁）。

しかし、当該認識は、まさに、原告を懲戒処分とし対立関係が生じた後の板橋区の言い分をそのまま鵜呑みにするものである。

すでに主張しているとおり（原告準備書面（11）・3～6頁），板橋区が「学術研究」を目的として、ホタル館における特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの飼育許可申請・更新許可申請の手続きを行っていること（甲142），様々な研究機関や、公共団体が研究・調査目的のためにホタル館に観察に来ていること（甲57～61），ホタル館におけるクロマルハナバチの研究に着目した多数のマスコミ報道（甲56），ホタル館ではクロマルハナバチの飼育のみならず、その生態や繁殖技術の研究開発を行なっておりその意義は「農業の発展や生態系の維持にも深く関わるものとして期待される」とする板橋区資源環境課資源環境部の大迫部長の過去の議会答弁（甲145・24頁）等からしても、板橋区がホタル飼育に関わりなくクロマルハナバチの飼育研究自体に意義を認めていたことは明らかであり、被告が聞いたという板橋区の説明は、板橋区の従前の対応と全く矛盾する。

これに対して、反対尋問で板橋区資源環境課の当該議会答弁について認識を問われた際の被告の証言（「私たち区議会議員が聞いていた話」から始まる証言）は、全く意味不明であり、なんら反論になっていない（被告尋問調書35頁）。

したがって、結局のところ被告は、専ら、原告と対立関係にある板橋区がそう言っている、ということのみを根拠としているのであって被告の事実認識には偏りがあると言わざるを得ない。

2 能登町を騙す不正を行ったとの名誉毀損表現について

(1) 被告の名誉棄損表現の社会的評価は実態と乖離していること

そして、被告は、板橋区の能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業との関わりについて原告の独断であるとし、原告が主導して積極的に能登町を騙

したかの主張を行っているが、かかる主張は実態とかけ離れたものである。

すなわち、能登町と板橋区との協力関係について原告準備書面（7）8—22頁に詳述するとおり、能登町ないし能登町ふれあい公社は、クロマルハナバチの飼育販売事業を始めるにあたって、「板橋区ホタル飼育施設における在来種クロマルハナバチの通年安定供給する研究は貴区のみが成功しています。クロマルハナバチ等の商業生産、実用化をする上で、板橋区ホタル飼育施設にご協力、お力添え無しには実現できません」（甲68）として区長に協力を求めるなど、板橋区に対して何度もさまざまな形で協力を求め、これに対して、協力対応の具体的な内容について別件訴訟（平成26年（行ウ）第256号懲戒処分取消等請求訴訟）での主張は板橋区と原告とで相違があったとしても、板橋区が長年にわたりホタル館を通して能登町に対してさまざまな形で協力してきたこと自体は明白な事実である。

そして、能登町ないし能登町ふれあい公社の板橋区に対する要望は多岐に渡るが、能登町ないし能登町ふれあい公社に対して行ってきた原告の協力は、いずれも能登町からの要望を受け、それに対する応答であり、当然板橋区の一職員として行ったものである。

本件で、能登町ふれあい公社からの要望の内、「業務提携契約書」（乙9）や「売買契約書及び秘密保守契約書」（乙6）の作成についても、原告が能登町を騙すために作成したものではなく、公社が専ら能登町側の都合のために原告に対して協力を依頼したものであるから（田原証人尋問調書10・11頁等）、原告が主導したものではありえず、原告は、ただ能登町の事業の成功を願って上司と相談の上でその要望に応えたに過ぎない。

仮に、原告が板橋区の正式な内部手続を経ていないことが問題であるとしても、かかる問題の指摘と、被告が指摘した事実関係、すなわち、原告が虚偽の書面を作成して能登町を騙したという事実とは、能登町ふれあい公社の側からの要望を受けてこれに応えたに過ぎないという事実関係を全く無視

したもので、社会的評価として明らかに相違があるのである。

(2) 被告の名誉棄損表現が真実とはいえないこと

実際、被告が、原告が能登町を騙したと主張する上で指摘した下記の事実関係は、いずれも原告による欺罔行為とは言えず、真実性が欠ける。

① 「売買契約書及び秘密保守契約書」（乙6）に原告が「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印したこと、ないし館長でもないのに「館長」と偽って契約したこと

② 原告には板橋区を代表して他団体と契約できる権限がないこと

③ 「業務提携契約書」（乙9）の日付を偽ったこと

ア まず、上記①について、すでに主張したとおり「板橋区ホタル生態環境館館長」という名称は、板橋区自身も原告の肩書きとして使用しているもので、板橋区のホームページで確認でき（甲84）、容易に調査可能であり、また、通称として存在していること自体は被告も認めているものであって、その名称を使ったこと自体は、契約相手を騙すものとなり得ない。

イ 次に、上記②について、原告が板橋区を代表して他団体と契約できる権限はない、という被告の指摘は、原告が板橋区を代表して他団体と契約できる権限はないのにあるかのように装う欺罔行為を行ったと主張する意図と解される。

しかし、原告は、武藏野種苗園からイノリ一企画にクロマルハナバチの供給主体が変わっても能登町の事業が頓挫しないように、従前通りの板橋区の一職員として協力をしていく一環として、能登町側の要望に応えたに過ぎないのであり、上司とも相談して了解を得ており、当該書面作成に当たって能登町を騙すために板橋区の代表であると偽ったものではない。

そして、契約相手であり原告に対して当該書面の作成を依頼した当事者である能登町ふれあい公社の担当職員の田原氏は、「個人」と契約したとの認識と証言したが（田原尋問調書7頁）、能登町ふれあい公社としては、

前任である武蔵野種苗園が供給元であった頃から板橋区に依頼して板橋区の職員である原告から技術指導の協力を得ており、イノリー企画が武蔵野種苗園の後任として女王蜂の供給することになった後も同様の協力を得られることを確認したいという意図から当該書面の作成を依頼したもので、田原氏ら能登町側は、専門的知見を持つ原告の協力という事実を重要視していたのであって、原告が板橋区を代表する権限を有していたか否かに着目していたものではないのであるから、この点も「原告による欺罔行為」というにはおよそかけ離れている。

したがって、原告が、能登町を騙すために、板橋区を代表する権限があることを装う欺罔行為を行ったかのような被告の摘示事実は真実とは言えない。

ウ そして、上記③の「業務提携契約書」の日付についてもこれと同様で、そもそも契約相手であり原告に対して当該書面の作成を依頼した当事者である能登町ふれあい公社が、上記イと同趣旨で要望したものであるから、そもそも契約相手に対する欺罔というのはあり得ないし、原告も、上記イと全く同様に、武蔵野種苗園からイノリー企画にクロマルハナバチの供給主体が変わっても能登町の事業が頓挫しないように、従前通りの板橋区の一職員として協力をして行く一環として、能登町側の要望に応えたに過ぎないのであり、上司とも相談して了解を得ており、能登町を騙す意図は皆無であった。

したがって、原告が、能登町を騙すために、イノリー企画との平成21年7月1日付「業務提携契約」を偽ったという被告の摘示事実は真実とは言えない。

(3) 真実相当性について

また、被告は、原告のホタル館におけるクロマルハナバチの飼育・研究に関する根拠の欠ける偏見をもっていたことは上記1記載のとおりであると

ころ、かかる偏見を背景に、能登町を騙したと主張する上で指摘した上記①～③の事実関係について、被告は能登町ふれあい公社で当時クロマルハナバチ飼育販売事業を実際に担当していた職員に話を聞くなどの調査すらしておらず、原告と板橋区は関連した事実関係が問題となった懲戒処分取り消しをめぐって訴訟当事者となり対立関係にあったにもかかわらず、その一方当事者の板橋区による客観的根拠の欠ける説明のみを根拠とし、ほとんどこれを鵜呑みにして各名誉棄損行為を行っている。

被告は、板橋区ホタル館におけるハチ飼育の実態についての認識は以下のとおりであり、全く調査をしておらず、調査する意思さえもなかったことが分かる。

すなわち、被告は尋問で、ホタル館で飼育していた蜂の数も「たくさんだつていう認識ぐらいしかない」とし、また原告はホタル館でどのような生物を飼育していたかについて、ハチの種類・数を含めて詳細な報告をしていた事実も知らず、それどころかそのような報告の存在自体「あり得ない」と答えている（被告尋問調書34頁）。

しかし、実際には、原告は、板橋区に対して、ハチを含めてホタル館で飼育していた生物についてその種類・数等を報告していたのであり（甲218「ホタル飼育施設飼育動物」）、「あり得ない」という被告の認識は偏見に基づく明らかな思い込みで、誤りである。

被告のかかる証言は、ホタル館におけるクロマルハナバチの飼育の実態について、被告がろくな調査をしていなかつたことのみならず、原告の主張する事実関係を調査しようとする意思さえもなかつたことを示すものであり、被告が、一方的な立場からの情報・資料に依拠し、それと異なる立場に目を向けず、異なる見解について調査・確認することを怠っていたことを示す証左である。

したがって、被告が事実関係の調査を怠っていたことは明らかで、眞実と

信じたことが相当とも言えない。

3 特定業者に便宜を供与したとの名誉毀損表現について

(1) 真実性について

被告は、原告による不正行為の一つとして便宜供与を行ったかのように主張する。

この点、便宜供与とは他人のために特別の取り計らいをすることであり、公務員が禁止される違法な便宜供与とは公務員の職務の公正に疑いを生じさせるようなものであって、かかる違法な便宜供与に当たるかものか否かについては、その目的、具体的な態様、取り計らいを受けた特定業者に生じた利益、公務員が所属する役所が受けた影響様々な事情を考慮して決せられるべきである。

ア 目的について

本件で、能登町ふれあい公社とイノリー企画との間の売買契約締結にあたって原告が関わった一連の行為はいずれも、能登町が日本の生態系維持や日本の農業を守るためにという公益的な目的をもって長年にわたり取り組んできたクロマルハナバチ飼育販売事業が頓挫することを防ぐためであって、自身やイノリー企画の利得を目的としたものでは決してない。

実際、イノリー企画は、前任の武蔵野種苗園が能登町に販売していた女王蜂1匹の単価が7000円(税別)であったのに対して、3割以上もディスカウトされ4500円(税別)で契約したのであり、それでもイノリー企画駒野氏が後任を引き受けて契約締結に至ったのは、自身も長年ホタル館でホタル飼育のボランティアを続けて、能登町の努力を目の当たりにし、それを無にしてはいけないという私心を捨てた善意の気持ちと、能登町及び板橋区のためというボランティア精神に基づくものであった。

イ 開業届の記載住所を容認したとの主張について

そして、被告は、イノリー企画が税務署に提出する開業届の記載住所を

ホタル館の住所としたことを原告が容認したことが、特定業者への便宜供与に当たるとして問題視するが、イノリー企画の代表である駒野氏が証言するとおり、当時同人はホタル館でのボランティア活動が主たる活動であったことから一時的に記載住所をホタル館の住所と同一のものとしたに過ぎず（駒野尋問調書1頁），ことさらにホタル館や板橋区の名前を出したものではなく、これによって何らかの利益を得ようとしたものでないし、実際にこれによる利益があったこともない。その住所も、わずか一ヶ月ほどで変更している（甲151）。

また、イノリー企画の当該開業届の作成につき、原告は、その住所をホタル館と同一とするように自ら主導したり、そのように唆したわけではなく、単に、これを問題としなかったというだけであって、積極的な関与をしたわけでもない。

ウ その他原告の関与について

また、被告は、日付を偽った業務提携契約書を作成するなど原告の関与により、イノリー企画を武蔵野種苗園の後任である能登町ふれあい公社へのクロマルハナバチの女王蜂の供給業者としたことが特定業者への便宜供与に当たると主張することも考えられる。

しかしながら、イノリー企画が後任となつた以下の経緯に鑑みれば、原告の関与はいずれも、専ら能登町ないし能登町に協力する板橋区のためという公益目的であつて、特定業者に利益を得させるというものではなかつた。

すなわち、武蔵野種苗園では平成22年秋頃から平成23年3月をもつて能登町への女王蜂の供給事業を撤退するということが検討され、能登町としては、その後任が見つからなければ事業が頓挫しかねないという切実な事情から後任について原告に相談し、原告は上司に相談して、板橋区が当事者となれないかについても検討した上、それができないとなつたた

め、いよいよ能登町の事業が頓挫してしまうという状況のもと、他に選択肢がない中で、長年ホタル館でホタル飼育やハチ飼育のボランティアとして活動し、武藏野種苗園でもアルバイトとしてハチの飼育をしてハチ飼育の経験を積んでおり、また、武藏野種苗園やホタル館でハチ飼育の研修していた能登町ふれあい公社の職員（甲63、216の1、216の2）とも面識のあった駒野氏（甲80）が後任として浮上し、駒野氏は、契約条件も決して良いとは言えないにもかかわらず能登町及び板橋区のためにこれを引き受けることを決意し、能登町もこれに応じたのである。

イノリー企画は、もともとボランティアとしてTシャツを販売するため駒野氏が立ち上げた団体で、当該団体自体に当時その他の事業実績はなかったものの、上記のとおり、駒野氏自身は、ホタル館や武藏野種苗園でクロマルハナバチ飼育の経験を積んでいた貴重な人材で、ふれあい公社の職員と面識があるだけではなく、長年ホタル館でボランティア活動をしてきたため板橋区の職員や坂本区長とも面識があり、ホタル館での活動を評価されていたものである。

したがって、日付の異なる業務提携契約書（乙9）が作成されたのは、それによって原告がイノリー企画を後任とするよう能登町に求めたというのではなく、後任としてイノリー企画以外には選択肢がなかったところ、能登町ふれあい公社から、能登町側の手続に支障がないようにと要望を受けて作成したものであって、イノリー企画に便宜を図ったというのは実態と異なる。

そして、当該当事者間の取り引きに関するその他の原告の関与といえば、武藏野種苗園と能登町との従前の取り引き関係における技術指導と何ら変わることろはなく、引き続き能登町の事業に長年協力してきた板橋区の職員の立場から可能な限り技術指導を続けたに過ぎないのであり、当該技術指導が便宜に当たらないことは当然である。

したがって、後任となった経緯や原告の関与の内容に鑑みても、原告は専ら能登町及び板橋区のためという公益目的で能登町に協力してきたのであって、何ら公務員の職務の公正を疑わしめるものではなく、イノリ一企画に利益があるよう取り計らう便宜供与を行ったとは到底言えない。

エ 板橋区に利益をもたらすものであったこと

また、上記のとおり、イノリ一企画としても、武蔵野種苗園の後を引き継いで能登町へのクロマルハナバチの供給することになったのは、能登町と板橋区から求められボランティアの一環という認識だったのであり、また、女王蜂一匹の単価は武蔵野種苗園の頃の7000円（税別）から4500円（税別）と減額となれば利益は上がるはずもなく、能登町側も、当初の予想に反して外来種のセイヨウオオマルハナバチの輸入が継続されたため事業は収益が上げられずわずか一年で休止となつたのであって、ボランティアの一環として着手されたイノリ一企画の事業の実態は、結果を見てもまさに全くのボランティアであった。

これに対して、板橋区は、イノリ一企画及び能登町に対する原告の協力行為により、板橋区が無償でハチの飼育を通してできた用土を貸し受けてホタル館に利用することで、多額の経費削減という利益を享受してきたことは板橋区の担当上司（甲144・5頁）や板橋区（甲55・6頁）が認めているとおりである。

被告はかかる事実関係を一切無視しているが、公務員の職務の公正を問題としようとするのであれば、原告の取り組みによって板橋区が受けた利益を正当に評価すべきである。

この点、被告は、その用土についてホタル飼育に有益であることの科学的知見が不足していることを盛んに主張しているが、その用土が科学的に見てホタル飼育に有益かどうかという科学論争は板橋区が経費削減の利益を得ているという客観的事実を何ら否定するものではなく、被告の批判

は全く当を得ていない。

しかも、被告は、その用土の有益性を調査・研究したり、実践した経験者から話を聞いたものでもなく、また、その用土が有益であることを積極的に否定する科学的知見を示すものでさえもない。

仮に、被告の主張を前提としても、ホタル飼育の専門家である原告が、長年のクロマルハナバチとホタルの飼育を通して実践してきた経験を踏まえ、ハチの飼育を通してできた用土をホタル飼育に有益であると考えて実際に利用してきたことは事実で、板橋区が武蔵野種苗園やイノリー企画からハチ飼育の過程でできた用土を貰い受けて板橋区が利益を得ていたという事実も争いようのないのである。

オ 板橋区がイノリー企画の事業ないし駒野氏の活動を評価していたこと

板橋区のホタル館におけるクロマルハナバチの飼育技術や実用化の可能性は、以前からマスコミ等に繰り返し取り上げられ注目されていたところ（甲56）、イノリー企画と能登町との取引が終了して間もない平成24年5月22日、板橋区資源環境部大迫部長及び同部環境課矢島課長らが自らホタル館に訪れ、原告やイノリー企画の駒野氏らに対して、図面（甲86）でビジネスモデルを示し、イノリー企画がホタル館を借り受けてクロマルハナバチの飼育販売事業を行うことを区として提案している。

能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業が休止となつた直後、当該事業の女王蜂の供給業者で会ったイノリー企画ないし駒野氏が事業の主体となり、板橋区ホタル館内で同様の事業を行うことを提案したものであり、このような経過に鑑みても、板橋区がイノリー企画と能登町のクロマルハナバチに関する事業について把握していたことは明らかで、かつ、当該事業は公共団体として取り組む価値があるものと評価し、さらにはイノリー企画ないし駒野氏をその事業を担うことができる主体と評価していたことが確認できる。

カ 上記の事実関係を全く無視して、単に、開業届の記載住所に一時的（約1ヶ月間）にホタル館と同一の住所とすることを問題としなかったことや、能登町の事業が頓挫しないために他に選択肢のない中イノリー企画が武蔵野種苗園の後任となることに関与したことをもって、特定業者に便宜供与を行ったというのは全く実態に反するもので、社会的評価として大きく乖離するものである。

繰り返し主張するとおり、能登町は、平成18年からホタル館に接触して協力を求め、これらの要請に対して板橋区は様々な協力を行ってきたものであって、板橋区の取り組みはメディアにも多数取り上げられてきた（能登町と板橋区との協力関係について原告準備書面（7）8～22頁に詳述）。

そして、原告が、武蔵野種苗園撤退後も能登町の事業に協力することは、いずれも従前から能登町の事業に協力してきた板橋区の職員としての責任を果たすためである。能登町の事業が頓挫しないために、後任をどうするかについて能登町ふれあい公社から相談を受けて親身になって対応したり、板橋区で後任を引き継げないか上司に相談してできないとなった際に、後任としてホタル館で長年ボランティアとして活動し武蔵野種苗園でもハチ飼育に関わって経験を積んでいた駒野氏を提案したことや、武蔵野種苗園の頃と同様に能登町に対して技術協力・指導を行うことは、公務員の職務の公正を疑わしめるものではなく、むしろ能登町に協力してきた板橋区の一職員の責任ある対応として評価すべきものである。

このような一切の経緯を無視し、一時的に開業届の記載住所をホタル館と同一とすることを容認したとか、駒野氏が後任となることに関わったという一部のみを切り取って、特定業者の便宜供与というのは、全く事実に反するもので、真実性を欠く。

(2) 真実相当性について

また、被告の、原告が便宜供与を行ったと主張について、被告は、原告と対立関係にあった板橋区による客観的根拠の欠ける説明のみを根拠として、ほとんどこれを鵜呑みにして各名誉棄損行為を行ったものであり、当時すでに原告が板橋区の主張に異を唱え、上記のとおり全く異なる背景事実を主張し、これを根拠づける多数の証拠を存在していたにもかかわらず、原告の主張を全く調査・検討することなくこれを無視していたのであるから、真実と信じたことが相当とも言えない。

第4 不正に関する表現行為②一ホタル再生やルシオラへの利益供与に関する表現行為について

1 被告は、2014年5月15日に、板橋区が原告を通じて、ホタル再生の事業に取り組んでいたことについて、「板橋区ホタル生態環境間の元飼育職員がかかわった他団体のホタルの再生事業など、いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの」と発言し、これまで原告が関与してきた板橋区以外の他団体等に關与したホタル再生事業がすべて原告の独断で行われ、原告が業務命令に基づかず、権限外の行為をしたかのような評価を与えた。

また、2014年6月7日には、「指導教授はホタルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏の会社に利益供与していました」と発言し、あたかもホタルの累代飼育に基づきせせらぎ制作に携わる会社（有限会社ルシオラ）に原告が利益供与し、不正行為を行ったかのような評価を与えた。

しかし、これまで準備書面7、15、20、21で主張してきたとおり、これらはいずれも真実ではなく、真実であると誤信する相当な理由も認められない。

2 第1で述べたとおり、これらの事実が真実であると誤信する相当な理由があるかについては、一方的立場から作成された資料にのみ依拠しているか、表現者は資料についての理解が正確か、表現者は関係者に事実確認をするなど適切

な調査をしたか等という視点が重視されている。

この点、被告が、「ホタル再生事業などが原告の独断である」と判断した根拠は、板橋区環境課課長が「関与していない」と回答したことである（被告準備書面16）。しかし、原告は懲戒処分がなされる前後から板橋区と対立関係にあったことは明らかであり、原告と板橋区の主張が真っ向から対立していた。したがって、原告と板橋区との間ですでに見解の異なる内容について、単に板橋区の見解を拠り所とすることは、一方的立場から作成された資料にのみ依拠していることになり、真実であると誤信する相当な理由にはならない。

また、被告は、原告が有限会社ルシオラに利益供与をしたとする表現行為について特段の反論をしていないが、これも、被告の懲戒処分の処分理由に記載があることを根拠にすると推察される。しかし、前述の通り、既に原告と板橋区とは対立関係にあり、原告と板橋区との間ですでに見解の異なる内容について、単に板橋区の見解を拠り所とすることは、一方的立場から作成された資料にのみ依拠していることになり、真実であると誤信する相当な理由にはならない。

第5 ナノ銀に関する名誉棄損表現について

1 真実性について（準備書面（13）添付の表を参照）

（1）本件で対象とすべき真実性について

原告は、原告による実証実験の結果が真実性の対象となると繰り返し述べており、その内容が科学的に証明されているか否かは問題ではないと主張してきた。

被告は、当該部分について、被告準備書面（15）において、「被告は、原告が行った各実証実験において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じたことを否定するものではない」（同書面3頁）と述べつつ、真実性の証明の対象について「ナノ純銀による放射線低減効果が認められないこ

と」と論じている。

真実性の対象の基準は、第1で論じたように「重要な部分」「主要な部分」と判断されるものである。つまり、これは、表現行為から守られるべき社会的な法益がなにであるのかについて守られるべき名誉の主体にとって何が重要であり、主要なものであるかを判断することが必要だと認識に立っているものである。

そして、まさに本件原告にとって重要であり、主要なことは、ナノ銀を用いて放射性低減の実証実験を繰り返し行う中で、「各実験結果において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じたこと」なのである。まさにこの結果そのものが、事実として重要であり、そのことが通常では考えられない結果であるからこそ、その結果を公表していたのである。

被告は、かかる事実については「否定しない」と言いつつ、結局は被告自身は尋問において「（数値が下がっているという報告が出ている、その数値については）争わないというか、そこがインチキなんですよ。数値が下がっているということが、それは」と答え、結局書面で主張したことを否定するかのような供述をしているが（被告調書42頁），この供述は、結局原告の主張する真実性の対象については、真実であることを自認せざるを得ないために、自己の主張してきた主張内容と異なることを供述しているものとしか考えられない。

(2) 被告の主張する真実性の対象について

なお、以上に対して、被告は「ナノ純銀の放射性低減効果が認められること」が真実性の対象であるかのようにステップをあげている。

つまり、ナノ銀における実証実験の結果の数値という客観的な事象のみならず、それが「ナノ純銀による放射性低減効果が認められる」というものとして捉えようとする。しかし、原告の主張する客観的事実を対象とするよりも、被告はさらに科学論争に足を踏み入れようとしていることは明らかであ

る。『「ナノ純銀による放射線低減効果」なるものは、非科学的な言説であって、ナノ銀という化学物質によって放射線が低減されることは、物理と化学の基本的な原則からしてありえない』という被告の主張はその端的な表現でもある。

科学的な知見がまだまだ確立していないのであるから、その効果について語ることを「真実」ととらえることとは微妙な違いが存在する。

だからこそ、原告はナノ純銀を担持した物質を通過させることによって放射線が低減している事実を実験結果として提示していたわけであり、被告によって、その提示そのものを虚偽であるとかインチキであるとか、さらにはペテンであるとか表現されたことに対して名誉棄損表現として捉え訴えているのである。科学論争は必要ないという立場である。

もちろん、原告が積み重ねてきた実験はナノ純銀を担持したものに通過させることによって得られている結果であるので、被告が真実性の対象とする「ナノ純銀の放射性低減効果が認められること」も実験結果を指すものである限り誤りではないが、被告はかかる表現をするや否や「非科学的な言説」とし「物理と化学の基本的な原則からしてありえない」というのであるから、被告の主張の真実性の対象が事実ではなく評価そのものを対象としていることになり相当ではない。

そして、被告の主張は、何よりも原告が繰り返し行ってきた実証実験結果を公表していることによる社会的評価のもっとも重要でかつ主要な実験結果そのものが原告の社会的評価を支えているという事実を無視するものであって到底受け入れられない。

(3) 実証実験について

なお、被告代理人は、原告本人尋問において、原告が行った実証事件（甲14, 15, 19）で用いたシンチレーション式サーベイメーターで空間放射線量を計測するときの手順が「ガイドライン」で定められていることを前提に、原告が各実証実験においてこの「ガイドライン」を守らなかった旨の

質問をしている（原告本人尋問調書 55 頁以下）。

ア しかし、そもそも、本訴訟において、被告は、「ガイドライン」を特定したことはない。少なくとも乙号証として「ガイドライン」が提出されたことはないし、準備書面上も引用されていないものと思われる。

さらに、原告本人尋問中に原告代理人がガイドラインを特定して尋問すべきであるとの異議を述べたのに、結局、被告代理人は、これを特定して尋問をしなかった（原告本人尋問調書 56 頁）。

この点だけをみても、被告代理人の上記質問によって、原告供述の信用性が左右される理由は無いというべきである。

イ アの点を於くとしても、被告のいう「ガイドライン」として考えられるものは、例えば、文部科学省及び日本原子力研究開発機構が平成 23 年 10 月 21 日に公表した「放射線測定に関するガイドライン」（甲 214）等がある。

これらは、あくまで除染の要否を判断するという目的のために、空間放射線量を計測するときのガイドラインとして、地表から 1 m 高さを計測すること等を定めたものである。

他方で、国（文部科学省及び原子力規制庁）が、環境中に存在する放射性核種を効率よく、そして正確に分離・定量するための方法として、環境試料等の放射能分析・測定方法の基準として制定した「放射能測定法シリーズ」のマニュアルの 1 つ「NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメータ機器分析法」（甲 215 の 2）によれば、特定の試料の放射線量を計測する場合には、シンチレーションの距離は近接していることが求められている。

このことは、同マニュアル 6 頁の第 3、4 図において、試料の入った「基準マリネリビーカー」と「シンチレーター」が近接して描かれていることからも明らかである。

試料の放射線量を計測するのに、計測器の間を1mも離せば、バックグラウンドの空間線量まで計測されることになって、正確に計測できないことは、常識で考えても容易に理解できよう。

したがって、被告代理人の質問は、前提が誤っているというほかない。

ウ ここでも、被告代理人は、原告が自身の有する科学の基礎的な知見に基づいて真摯に実験・研究を行っているのに対し、これと一見異なる知見の記載された文献が存在することをもって、原告が科学の基礎的な知見を欠くと印象付けようとの意図で質問をしている。

このような被告代理人の質問自体が、被告において、「我田引水」的な根拠で原告の真摯な実験・研究を「インチキ」「エセ科学」と断じたことを雄弁に物語っていることは前述の通りである。

原告が被告代理人の質問に対し、「反論はない」（原告本人尋問調書56頁）と回答したのは、かかる「我田引水」的な根拠に基づく尋問には、反論しても仕方が無いという意味である。

2 ナノ純銀に関する名誉棄損表現の真実相当性について

被告が展開しているナノ純銀に関する表現行為は、被告自身が常識と考える科学的相当性の範囲によって、原告の実験の結果を否定しようとする言説を展開するのみであり相当性は到底認められない。

第1で論じたとおり、判例は、「誤診したことについて確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り」真実と信じるについての相当性を認めようというのであり、また、判例の分析によれば「一方的な立場からの資料・情報にのみ依拠するのではなく、それと異なる立場においても目を向けて、異なる見解があるのであれば、もしかするとそれが正しいのではないかという方向で再度調査・確認等をすることが必要である」と判例は分析されているわけでおり、この見地からみて被告のナノ純銀に関連する表現行為

には到底相当性を見出すことはできない。

つまり、被告がナノ純銀に関する表現行為を開始した時点からその後にかけても、原告が行っている実証実験とその結果について、何らの調査・確認行為も行っていなかったことは明らかである。原告が公表している実証実験の結果のすべてを網羅していなかったことはもちろんであるし、その実証実験結果について特段の検討もしていないことはあきらかで「確実な資料、根拠に照らさないままに一方的な評価をくだして表現しているに過ぎない。しかも、上記に記した観点から見ると、「異なる立場においても目を向け」た形跡もまったく見られない。

被告尋問における供述をみると、被告は「放射能が減るわけないのに、減ったかのように数字を見せかけるっていうこと自体が、私はインチキだと思っています」「数値が変わったから、放射能が減ったんだっていう結論に持っていくこと自体がインチキなわけです」と供述している（被告本人調書44頁）。これは、まさに、真実相当性を支える根拠が被告に欠片もないことを端的に示している。被告は、みずから科学的常識の枠におさまらない事象を前にして、直ちにその事象を、原告の社会的信用を害する表現によって拒否したというに過ぎない。

その被告が表現を開始した時点において、原告の公表している実証実験結果がまったく荒唐無稽な結果でもなく理論でもないことは、いわゆる低エネルギー核反応=LENRに関する様々な取り組みや報告にも表れている。

原告は、2016年日本アイソトープ協会の研究発表会の予稿の一部を紹介してナノ銀の未知の働きで2つの放射性セシウムが別な安定核種に変化させる仮説について、以下のように説明した。

『本現象が試料準備や計測上の間違い・勘違い、遮蔽効果、放射性物質の試料内での移動・外への飛散等々による“偽”現象（見かけの現象）ではないことの確認は概ね済んでいる。さらに本質に迫るには機構の仮説設定が

不可欠で、その二候補：崩壊率変化と核種変換の内、当面の最有力候補として、ナノ銀の事例はこれまでなさそうだが、後者に直結し、世界の諸実験の成果集積により近年認知度が高まってきている“低エネルギー核反応”LENR を挙げる¹¹⁾。ナノ銀は強い SPR を示す代表である。』

ここにも端的に表現されているように、原告が公表していた事実は、まさにこの LENR そのもの或いはこれに準ずるものとして捉えることも可能な現象なのであるから、被告の一方的な名誉棄損表現に、相当性を基礎づけることはできないと言わなければならない。

ましてや、被告は、インチキというのみならず、「バカげた」、「インチキ」、「詐欺」、「非科学的・ニセ科学」、「トンデモ」「いかがわしい」、「たわ言」、「でっちあげで」と表現してきたし(訴状段階)、訴状提出後も「インチキ科学」「インチキ除染」「ニセ科学」を繰り返すとともに、「無知かペテン師」「根拠のないウソ話」「非科学的な妄想」等と、表現し続けた。これらの表現にも見て取れるように、被告が相当性を何ら判断するまでもなく一方的に名誉棄損表現を繰り返していたことは紛れもない事実である。

しかも、被告は尋問の中で認めなかったものの、明らかに、原告に対する人格的な攻撃を行っている。これらの表現(例えば、カルト集団、オウムとホタルは似ている等)が原告に向けられていることは一般的な読者にとって明らかであり、そのような表現行為をすること自体、被告の原告に対する表現行為が真実相当性などの判断の慎重性を欠いていることを示す証左ともなっている。

3 小波意見に対して

原告は既に、小波意見を検討し2度にわたって準備書面で論じた。

基本的に、その中でも論じたように、小波意見は、原被告間の争点に直接に影響しないものと言わざるを得ない。

小波意見はまさに科学論争であって、本件はその土俵の話ではない。

それにしても、小波意見の中でもみられたとおり、被告の表現行為が不相当であることは小波意見によって逆に明らかになったとも言いうる。つまり、小波意見は、原告の実験の不十分さを指摘しているわけであるが、被告も同様にそのような表現が可能だったことがわかるのである。

最後に、小波意見に関連して2点述べておく。

一つは、原告の主張している理論的可能性についての無理解を貢こうとする姿勢である。事態を説明する理論的な可能性を二つ提示したにもかかわらず、LENRと同じ次元の理論的可能性を否定された。他方、もちろん、岩村氏らの取り組みについて正面から小波氏も批判をされないようであるので、LENRを正面切ってインチキとは今のところ主張展開はしないようである。岩村氏らの取り組みと原告のそれとの比較を問われても、本質的な違いを説明しきっていないし、かつ矛盾している。さらに、実験レベルの次元の違いを述べられているものの、それが「インチキ」を許す根拠としては十分ではない。結局 LENRを根本からインチキと言わない以上、原告に対してインチキと言い得ないと言わざるを得ない。

もう一つは、小波氏の客観性である。最初の乙22を批判的に検討した原告準備書面を「汚物」とし、これを「たたき潰す」という意識で臨まれた人物である。残念ながら、その立場は偏波と言わざるを得ない。

第6 反訴について

1 はじめに

反訴原告は、平成27年3月25日に日経ビジネスONLINEに掲載された訴外吉野次郎記者による記事（以下、「本件記事」という）により、反訴原告の社会的信用が毀損されたとして、損害賠償を請求している。

しかし、反訴被告は吉野記者に対し、裏付けを取るように求めた上で、あく

まで噂話として、情報提供をしたに過ぎない。

したがって、反訴被告の情報提供行為それ自体は反訴被告の名誉を棄損する行為ではなく、また、当該行為と本件記事が発表されたことによる反訴原告の社会的信用の低下との間に相当因果関係が認められない。

2 名誉毀損行為に該当しないこと

(1) 本件では、反訴被告は、訴外吉野記者に対し、「キンピーサイト」と呼んでいたインターネットサイトの画面を見せながら、ホタル館廃止の裏には、利権政治が絡んでいるとの噂話がある、その議員は反訴原告だという噂があるということを伝え、何度も裏を取ってほしいということを伝えた（甲204）。

反訴被告が吉野記者に伝えたのはあくまで噂話の存在であり、上記出来事が事実であると伝えたことはない。

(2) この点につき、反訴原告は、訴外吉野記者の取材態様について、何ら証拠を提出せず、また、訴外日経BP社及び吉野記者に対して訴訟を提起し、事実を明らかにすることも放棄しているのであるから、反訴被告が吉野記者に対し、上述の出来事を噂ではなく事実として伝えたと認定することは許されない。

(3) 反訴原告は、2012年8月3日発行の反訴被告著書『ホタルよ、福島にふたたび』で語っていた内容、2014年2月13日の板橋区人事課による反訴被告への聞き取り調査でのやり取り、2014年12月22日の反訴被告のインターネット上の発言内容から、反訴被告が本件記事の取材の際にも上記出来事を事実であると伝えたはずであると主張するようである（反訴原告準備書面(8)）。

しかし、そもそも、全く異なる場面でのやり取りから、本件記事取材時の反訴被告の発言を推認することはできない。また、今回は、訴外吉野記者に

対し、裏付け取材をしてもらい、真実を明らかにしてもらうことを期待して情報提供をしたものである（甲204）。情報提供した際の反訴被告の根拠は、地域住民間で話されていたこと、インターネット上に書かれていた情報であり、取材時にもキンピーサイトを見せながら話をしているのであるから、裏付け取材を期待している反訴被告が上記出来事を事実として伝える必要はなく、噂話の存在を伝えれば十分である。

したがって、その他の事情を考慮しても、反訴被告が上記出来事を事実として伝えたということはできない。

(4) なお、反訴原告は、「反訴被告の情報提供行為は、世間にある廃館の噂を噂話として伝えたものでは無く、利権を狙う悪徳議員として反訴原告を仕立て上げ自分はその犠牲者であるとして話したものであり、それ自体反訴原告の名誉を棄損する不法行為となる」と主張する（反訴被告準備書面（18））。

しかし、前述の通り、事実として上記出来事を伝えたことはない上、反訴原告が主張する社会的信用の低下はあくまで、本件記事により生じたものであり、反訴被告が吉野記者に情報提供した時点では、何らの社会的信用の低下は生じていなかったのであるから、本件情報提供行為 자체を名誉毀損行為ととられることはできない。

したがって、反訴原告の主張は失当である。

3 相当因果関係が認められないこと

(1) 本件は、反訴原告が情報提供を行い、それに基づいた記事が書かれた結果、反訴原告が名誉権を侵害されたと主張している事案である。雑誌社には、独自の編集権が存在するのであるから、情報提供と記事の掲載頒布との間の相当因果関係は原則否定され、例外的に雑誌社が有する編集権を超越する事情が存する場合にだけ、相当因果関係が認められると解すべきである。そして、そのような例外的事情としては、「自己のコメント内容がそのままの形で記

事として掲載されることに同意していた場合」や「自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて当該出版社に対してコメントを提供した場合」などが挙げられる。

(2) 本件では、前述の通り、反訴被告は、吉野記者に裏取りをするように念を押した上で、あくまで噂話があることを伝えたに過ぎない。反訴被告は、自分が話したことでもとに、吉野記者が取材をして、真実を明らかにしてくれることを期待していたのであり、今回の本件記事のような形で記事にされるとは思っていなかった（甲204）。

したがって、反訴被告は、自らが話した内容がそのままの形で記事になることに同意をしたこともないし、そのような可能性が高いことを予測しこれを容認したことないのであり、情報提供行為と社会的信用低下との間に相当因果関係が認められない。

(3) したがって、反訴原告の主張は失当である。

4 本件記事が反訴原告の社会的信用を低下させていないこと

(1) 前述の通り、本件記事の内容については、平成26年3月にはWeb上に掲示されており、反訴原告もそのことを何ら相手にしない対応をしていたのであるから、反訴原告自身何らの社会的信用の失墜もないと考えていたと言える。

(2) また、本件記事は、わざわざK議員、M議員とイニシャルで掲載されており、反訴原告の名は出でていない。一般的な読者は、M議員と反訴原告と結びつけることは困難であり、その意味でも反訴原告の社会的信用の低下は存在しない。

(3) したがって、本件記事により、反訴原告の社会的信用が低下したとは言えない。

5 小括

以上より、反訴被告が行った情報提供は明らかに不適切と捉えられるものではなく、また、相当因果関係が認められない上、本件記事が反訴原告の社会的信用を低下させたと言えないことから、反訴原告の請求は棄却されるべきである。

以上